

鹿 児 島 県 公 報

令和 7 年 3 月 28 日（金）第 603 号の 2



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 （ 毎 週 火 ， 金 ）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

規 則

- 給与等の支払事務に関する規則の一部を改正する規則（※）（総務事務センター取扱い） 1
○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例施行規則の一部を改正する規則（※）（デジタル推進課取扱い） 1
○鹿児島県優良宅地認定規則及び鹿児島県優良住宅認定規則の一部を改正する規則（※）（建築課取扱い） 2

教 育 委 員 会 告 示

- 鹿児島県教育委員会事務局職員の駐在機関等の一部改正（※）（総務福利課取扱い） 3
○会計年度任用職員の報酬について任命権者が別に定める各給料表の適用範囲等の一部改正（※）（総務福利課取扱い） 3

人 事 委 員 会 規 則

- 一般職の任期付職員の採用等に関する規則の一部を改正する規則（※）（職員課取扱い） 4

道 路 公 社 公 告

- 指宿有料道路（Ⅱ期）及び指宿有料道路（Ⅲ期）を一の道路として料金を徴収することについての料金の額及び料金徴収期間の公告の一部を変更する公告（道路公社取扱い） 4

規 則

給与等の支払事務に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 28 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県規則第14号

給与等の支払事務に関する規則の一部を改正する規則

給与等の支払事務に関する規則（昭和47年鹿児島県規則第44号）の一部を次のように改正する。

別表中「住居手当
特定任期付職員業績手当」を「住居手当」に改める。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

.....

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 28 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県規則第15号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例施行規則の一部を改正する規則

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例施行規則（平成27年鹿児島県規則第43号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 4 項第 7 号中「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

.....

鹿児島県優良宅地認定規則及び鹿児島県優良住宅認定規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 28 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県規則第 16 号

鹿児島県優良宅地認定規則及び鹿児島県優良住宅認定規則の一部を改正する規則

（鹿児島県優良宅地認定規則の一部改正）

第 1 条 鹿児島県優良宅地認定規則（昭和 55 年鹿児島県規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「，第 63 条第 3 項第 5 号イ及び第 68 条の 69 第 3 項第 5 号イ」を「及び第 63 条第 3 項第 5 号イ」に改める。

第 2 条第 1 項各号列記以外の部分中「，第 63 条第 3 項第 5 号イ又は第 68 条の 69 第 3 項第 5 号イ」を「又は第 63 条第 3 項第 5 号イ」に改め，同項第 6 号中「第 13 条の 3 第 10 項第 2 号及び第 21 条の 19 第 11 項第 2 号」を「第 13 条の 3 第 8 項第 2 号及び第 21 条の 19 第 9 項第 2 号」に改める。

第 8 条中「いずれも」の次に「法」を加える。

第 9 条第 1 項中「，第 63 条第 3 項第 5 号イ又は第 68 条の 69 第 3 項第 5 号イ」を「又は第 63 条第 3 項第 5 号イ」に改める。

別記第 1 号様式中 「 $\left\{ \begin{array}{l} \text{第 28 条の 4 第 3 項第 5 号イ} \\ \text{第 31 条の 2 第 2 項第 14 号ハ} \\ \text{第 62 条の 3 第 4 項第 14 号ハ} \\ \text{第 63 条第 3 項第 5 号イ} \\ \text{第 68 条の 69 第 3 項第 5 号イ} \end{array} \right\}$ 」 を

「 $\left\{ \begin{array}{l} \text{第 28 条の 4 第 3 項第 5 号イ} \\ \text{第 31 条の 2 第 2 項第 14 号ハ} \\ \text{第 62 条の 3 第 4 項第 14 号ハ} \\ \text{第 63 条第 3 項第 5 号イ} \end{array} \right\}$ 」 に改め，同様式備考 2 中「宅地造成等規制法」を「宅地

造成及び特定盛土等規制法」に改める。

別記第 2 号様式及び別記第 3 号様式中 「 $\left\{ \begin{array}{l} \text{第 28 条の 4 第 3 項第 5 号イ} \\ \text{第 31 条の 2 第 2 項第 14 号ハ} \\ \text{第 62 条の 3 第 4 項第 14 号ハ} \\ \text{第 63 条第 3 項第 5 号イ} \\ \text{第 68 条の 69 第 3 項第 5 号イ} \end{array} \right\}$ 」 を

「 $\left\{ \begin{array}{l} \text{第 28 条の 4 第 3 項第 5 号イ} \\ \text{第 31 条の 2 第 2 項第 14 号ハ} \\ \text{第 62 条の 3 第 4 項第 14 号ハ} \\ \text{第 63 条第 3 項第 5 号イ} \end{array} \right\}$ 」 に改める。

別記第 7 号様式中 「 $\left\{ \begin{array}{l} \text{第 28 条の 4 第 3 項第 5 号イ} \\ \text{第 63 条第 3 項第 5 号イ} \\ \text{第 68 条の 69 第 3 項第 5 号イ} \end{array} \right\}$ 」 を

「 $\left\{ \begin{array}{l} \text{第28条の4第3項第5号イ} \\ \text{第63条第3項第5号イ} \end{array} \right\}$ 」に改め、同様式備考2中「宅地造成等規制法」を「宅地造成及び特定盛土等規制法」に改める。

別記第8号様式中 $\left\{ \begin{array}{l} \text{第28条の4第3項第5号イ} \\ \text{第63条第3項第5号イ} \\ \text{第68条の69第3項第5号イ} \end{array} \right\}$ を

「 $\left\{ \begin{array}{l} \text{第28条の4第3項第5号イ} \\ \text{第63条第3項第5号イ} \end{array} \right\}$ 」に改める。

（鹿児島県優良住宅認定規則の一部改正）

第2条 鹿児島県優良住宅認定規則（昭和55年鹿児島県規則第6号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第63条第3項第6号及び第68条の69第3項第6号」を「及び第63条第3項第6号」に改める。

第2条各号列記以外の部分中「第63条第3項第6号及び第68条の69第3項第6号」を「及び第63条第3項第6号」に改め、同条第13号中「租税特別措置法施行令第18条の5第14項等の規定に基づく国土交通大臣の定める基準」を「租税特別措置法施行令第19条第15項等の規定に基づく国土交通大臣の定める基準」に改める。

別記第1号様式及び別記第2号様式中 $\left\{ \begin{array}{l} \text{第28条の4第3項第6号} \\ \text{第31条の2第2項第15号ニ} \\ \text{第62条の3第4項第15号ニ} \\ \text{第63条第3項第6号} \\ \text{第68条の69第3項第6号} \end{array} \right\}$ を

「 $\left\{ \begin{array}{l} \text{第28条の4第3項第6号} \\ \text{第31条の2第2項第15号ニ} \\ \text{第62条の3第4項第15号ニ} \\ \text{第63条第3項第6号} \end{array} \right\}$ 」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

教育委員会告示

鹿児島県教育委員会告示第2号

昭和51年9月27日鹿児島県教育委員会告示第5号（鹿児島県教育委員会事務局職員の駐在機関等）の一部を次のように改正し、令和7年4月1日から施行する。

令和7年3月28日

鹿児島県教育委員会教育長 地頭所恵

表教育庁静岡県駐在員の項を削る。

鹿児島県教育委員会告示第3号

令和2年3月31日鹿児島県教育委員会告示第2号（会計年度任用職員の報酬について任命権者が別に定める各給料表の適用範囲等）の一部を次のように改正し、令和7年4月1日から施行する。

令和7年3月28日

鹿児島県教育委員会教育長 地頭所恵

1のアの表教育委員会の部高校魅力化コーディネーターの項の次に次のように加える。

SSHコーディネーター

2 級

21号給

1 のウの表教育委員会の部校務補助員の項中「32号給」を「16号給」に改め、同部文化財発掘調査補助員の項中「16号給」を「1 号給」に改める。

人事委員会規則

一般職の任期付職員の採用等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 28 日

鹿児島県人事委員会委員長 富永信一

鹿児島県人事委員会規則第 2 号

一般職の任期付職員の採用等に関する規則の一部を改正する規則

一般職の任期付職員の採用等に関する規則（平成15年鹿児島県人事委員会規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「特定任期付職員（」及び「をいう。以下同じ。）」を削る。

第 3 条の前の見出し、同条及び第 4 条を削り、第 5 条を第 3 条とし、第 6 条から第 8 条までを 2 条ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

道路公社公告

指宿有料道路（Ⅱ期）及び指宿有料道路（Ⅲ期）を一の道路として料金を徴収することについての料金の額及び料金徴収期間の公告の一部を変更する公告

指宿有料道路（Ⅱ期）及び指宿有料道路（Ⅲ期）を一の道路として料金を徴収することについての料金の額及び料金徴収期間の公告（令和 5 年 3 月 3 日鹿児島県公報第 392 号の 2 登載）の一部を次のように変更する。

令和 7 年 3 月 28 日

鹿児島県道路公社理事長 藤田正之

第 2 項料金の項の（注）に次のように加える。

5 有料道路における社会実験への料金適用についての特別措置

有料道路において社会実験として、以下のとおり料金割引又は料金設定が実施できるものとする。

イ 割引をする自動車

有料道路の料金に係る社会実験に参加する全自動車とする。

ロ 割引率

個々の社会実験毎に実験内容に合わせて割引率又は料金の額を適宜設定する。

ハ 実施する期間

実施する期間を限定する。

ニ 適用区間

個々の社会実験毎に実験内容に合わせて適用区間を限定する。

ホ 事前の届出

個々の社会実験毎に上記イからニまでの詳細について、事前に届け出るものとする。

6 企画割引

償還計画に支障のない範囲内で、以下のとおり割引を実施することができる。

イ 割引をする自動車

個々の企画割引毎に企画内容に合わせて適宜設定する。

ロ 割引率

個々の企画割引毎に企画内容に合わせて適宜設定する。

ハ 実施する期間

実施する期間を個々の企画割引毎に適宜設定する。

ニ 適用区間

個々の企画割引毎に企画内容に合わせて適用区間を適宜設定する。

ホ 事前の届出

個々の企画割引毎に上記イからニまでの詳細について、事前に届け出るものとする。

第 3 項料金徴収期間の項中「平成 2 年 4 月 1 日から令和 24 年 4 月 3 日まで（換算起算日平成 14 年 11 月 30 日から 40 年以内）」を「平成 2 年 4 月 1 日から令和 28 年 12 月 25 日まで（換算起算日平成 21 年 12 月 26 日から 37 年間）」に改める。